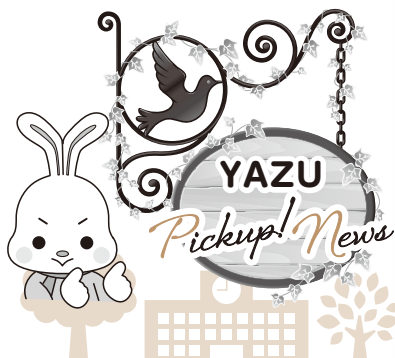




ピックアップ ニュース 町のいまを わかりやすくお届け!

町の最新情報や注目の取り組みをまとめてご紹介します。
「こんなことが始まったんだ!」がひと目でわかる、
まちの“今”をチェックできるコーナーです。

ページIDを
ご活用ください!

広報やずに掲載している情報は、町ホームページでより詳細な内容をご覧ください。ホームページの「検索」からページID検索窓に7桁の数字を入力すると、目的のページにジャンプします。

令和8年度 保育所入所児童 募集のお知らせ

令和8年度の保育所入所児童募集について、
「入所申込(給付認定申請)」の受付を行います。

令和8年4月以降、新規に保育所利用を希望される方や令和8年度の年度途中から利用を希望される方は、募集(受付)期間内にお申し込みください。
(転園を希望される方を含みます。)

なお、町外の認定こども園や幼稚園などへの入所を希望される方は、町民課にご相談ください。



募集(受付)期間

11月4日(火)～12月5日(金)

◆ 申込方法など ◆

● 申込用紙・案内冊子配布場所

- 町民課
- 各保育所
- 船岡住民課
- 八東住民課
- 子育て支援センター
- 郡家保健センター
- 男女共同参画センター「かがやき」
(八東保健センター)

※申込用紙等は町ホームページからもダウンロードできます。

● 申込受付場所(申請書等提出先)

- 入所第1希望の保育所、または、町民課
- ※入所要件や保育料などについて、詳しくは配布する案内冊子をご覧ください。

● 町内保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
郡家東保育所	稲荷167	72-5000
郡家保育所	郡家71-1	72-3123
国中保育所	石田百井3-2	72-3137
船岡保育所	坂田30	72-6400
八東保育所	安井宿1346	84-6425

● 問い合わせ／町民課 ☎76-0205

● ページID／0001432

◆ 特別保育事業なども行っています ◆

延長保育

保護者の就労形態により、平日の標準時間保育終了後(午後6時以降)から午後7時まで延長して保育を行います。

土曜午後保育

保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、土曜日の通常保育時間終了後(午前11時30分以降)から午後6時まで延長して保育を行います。(弁当が必要です。)

障がい児保育

集団生活が可能で、心身に障がいをお持ちの児童を保育所で受け入れ、他の児童とともに集団保育を行います。

病後児保育

病気の回復期にあるものの、他の児童との集団生活が困難な時期において、児童を病後児保育室で預かります。

特別利用保育

3歳以上児で保育の必要性のない子ども(=1号認定子ども)が、保育所から受けることのできる保育です。4月1日時点で3歳以上の児童のうち、保育の必要性のない児童を対象に、特別利用保育を行います。(実施時間は、平日の午前8時30分から午後3時までです。)



11月は「児童虐待防止推進月間」です

～知らせよう あなたがあの子の声になる～



児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、子どもの命が奪われる痛ましい事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。

令和5年度、全国の児童相談所に対応した児童虐待の相談件数は225,509件、鳥取県内の児童相談所では213件と、いずれも前年度より増加しています。

こども家庭庁では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。町でもこの期間中、児童虐待を防ぐための広報や啓発活動に集中的に取り組めます。

子どもが自分でSOSを出すのは、とても勇気のいることです。「通告する」というのは、誰かを責めることではなく、「気になることを相談すること」です。それが、子どもを守る支援の第一歩になります。

<子どもを虐待から守るための5か条>

- 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
▶(通告してください)
- 「しつけのつもり…」は言い訳
▶(子どもの立場で判断しましょう)
- ひとりで抱え込まない
▶(あなたにできることから即行動しましょう)
- 親の立場より子どもの立場
▶(子どもの命が最優先です)
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる
▶(特別なことではありません)

💡 あなたの勇気と優しさが、子どもの未来を救います。

地域みんなで、子どもの健やかな成長を見守っていきましょう。

相談窓口

～児童虐待かもと思ったら～ 児童相談所虐待対応ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。	いちはやく 189 (通話料無料、匿名でも大丈夫です) ※一部のIP電話からはつながりません。
～子育てのこと等、相談したいときは～ 児童相談所相談専用ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。	いちはやく おなやみを 0120-189-783 (通話料無料) ※一部のIP電話からはつながりません。
親子のための相談LINE(匿名でも相談ができます) ※緊急の場合は、189をご利用ください。	右記二次元コードより友達追加をして ご利用ください。 
出産・子育て等に関する悩みがあるとき	保健課(こども家庭センター) こども健やか係 ☎ 72-6511

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です!

配偶者やパートナー、恋人等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性ですが、近年は男性の被害者も増加しています。相手との関係に「つらい」「こわい」と感じたら、ひとりで悩まずご相談ください。

また、暴力を受けている人に気づいたら、相談窓口を紹介するなどの声かけをお願いします。

●町の相談窓口／男女共同参画センター「かがやき」 ☎84-2361

※その他の相談窓口は町HPをご覧ください。

●ページID／0001023



令和6年度 八頭町の決算状況をお知らせします

町では「八頭町財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年度の決算状況を公表しています。

令和6年度は「第2次八頭町総合計画」や「第2期八頭町総合戦略」に沿って、子育て・教育・福祉の充実、農林業や商工業など地域産業の活性化に重点を置き、さまざまな事業を進めました。

主なものとして、郡家東小学校や町営住宅、中央公民館の改修工事など、暮らしに身近な公共施設の整備を実施しました。また、水口橋の補修など橋梁の長寿命化、町道上野線の改良、都市下水路の改修といった生活基盤整備に取り組みました。

さらに、災害復旧や物価高騰への支援、新型コロナウイルスワクチン接種、定額減税補足給付、地域経済を応援する商品券交付、買い物環境の確保など、町民の安心を守るための事業も展開しました。

町にどれだけのお金が入り、どのような事業にお金を使ったかなど、令和6年度の決算状況の概要をお知らせしますので、今後の行財政運営に一層のご理解とご協力をお願いします。



郡家東小学校

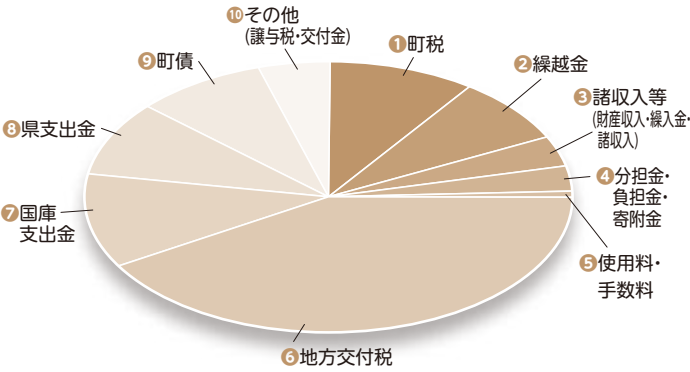


水口橋

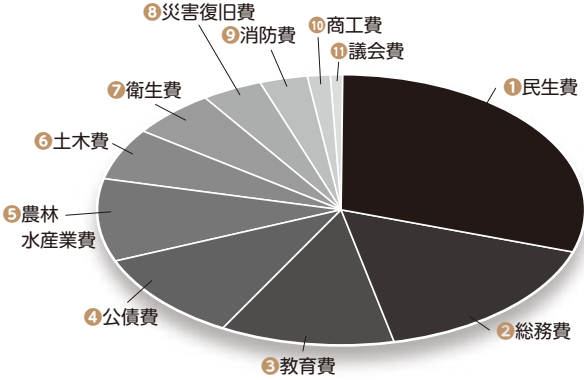


「ローソン八頭町丹比店」オープン

一般会計 歳入 134億1,405万円



一般会計 歳出 124億1,981万円



歳入		歳出	
科目	決算額	科目	決算額
① 町税	12億9,963万円	① 民生費	37億3,943万円
② 繰越金	10億7,164万円	② 総務費	20億4,116万円
③ 諸収入等(財産収入・繰入金・諸収入)	4億8,784万円	③ 教育費	14億4,025万円
④ 分担金・負担金・寄附金	4億1,900万円	④ 公債費	13億3,874万円
⑤ 使用料・手数料	6,333万円	⑤ 農林水産業費	12億1,027万円
⑥ 地方交付税	55億7,894万円	⑥ 土木費	7億6,290万円
⑦ 国庫支出金	15億82万円	⑦ 衛生費	7億752万円
⑧ 県支出金	11億9,163万円	⑧ 災害復旧費	5億320万円
⑨ 町債	11億7,105万円	⑨ 消防費	3億8,482万円
⑩ その他(譲与税・交付金)	6億3,017万円	⑩ 商工費	1億8,731万円
		⑪ 議会費	1億421万円
歳入合計	134億1,405万円	歳出合計	124億1,981万円

特別会計・普通会計の決算額と欠損状況

○特別会計歳入歳出決算額

特別会計名	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険	18億5,774万円	17億8,782万円	6,992万円
介護保険	24億7,482万円	22億7,830万円	1億9,652万円
宅地造成	320万円	293万円	27万円
墓地事業	215万円	47万円	168万円
後期高齢者医療	2億8,050万円	2億7,913万円	137万円
上私都財産区	568万円	10万円	558万円
市場、覚王寺財産区	60万円	6万円	54万円
上津黒、下津黒財産区	736万円	0万円	736万円
篠波財産区	1,604万円	3万円	1,601万円
大江財産区	631万円	125万円	506万円

○特別会計歳入歳出決算額(公営企業会計分)

区 分		収 入	支 出	差引額
簡易水道事業会計	収益的収支	3億6,383万円	3億5,893万円	490万円
	資本的収支※1	4,689万円	1億3,066万円	△ 8,377万円
下水道等事業会計	収益的収支	9億1,888万円	9億1,145万円	743万円
	資本的収支※2	8億4,551万円	8億4,893万円	△ 342万円

※1 収支の不足分は引継現金及び当年度損益勘定留保資金で補填しました。
※2 収支の不足分は引継現金で補填しました。

○普通会計性質別経費の状況

区 分	決算額	構成比	摘 要
人件費	22億7,464万円	18.4%	職員の給与、議員報酬、各種委員報酬などです
扶助費	17億6,510万円	14.2%	各種法律等により措置される生活扶助費などです
公債費	13億3,874万円	10.8%	町の借金の返済に要した経費です
物件費	18億8,513万円	15.2%	消耗品、光熱水費、事務機の使用料などです
補助費等	17億8,135万円	14.4%	各種補助金、負担金などです
繰出金	8億1,566万円	6.6%	特別会計へ繰り出した経費です
投資的経費	19億3,733万円	15.6%	建設事業や災害復旧に要した経費です
その他	5億9,603万円	4.8%	基金積立金、維持補修費、貸付金などです
合 計	123億9,398万円	100.0%	

「地方財政状況調査」による普通会計(一般会計、墓地会計)の歳出性質別の数値です。

特別会計とは？

特定の事業や目的に対して運営される会計です。例えば、国民健康保険や介護保険など、特定の収入源と支出がある場合に利用され、通常の行政運営とは分けて収支経理を行います。

性質別経費とは？

地方公共団体の経費の構造をみる際、経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費などに分類しています。

○不納欠損の状況

区 分	不納欠損額	件 数
町民税(個人)	38万円	12件
固定資産税	336万円	37件
軽自動車税	11万円	5件
国民健康保険税	596万円	23件
介護保険料	38万円	5件
水道使用料	126万円	275件
公共下水使用料	118万円	360件
農業集落排水使用料	60万円	146件
合 計	1,323万円	863件

地方債と基金の運用状況

○地方債現在高(町の借金)

一般会計	129億8,315万円
特別会計	38億840万円
合 計	167億9,155万円

※町民一人あたりの借金
(全会計)109万円

○基金現在高(町の貯金)

一般会計	69億3,075万円
特別会計	5億6,602万円
合 計	74億9,677万円

※町民一人あたりの貯金
(全会計)49万円

不納欠損とは？

税金など納めていただく額を決定(調定)した後に、決定した額が徴収できなくなった場合、例えば、債務者死亡や時効の成立などの理由で債権が消滅したとき、その額を示して整理することをいいます。

令和6年度 健全化判断比率

国が定める健全化法において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期改善化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの指標を「健全化判断比率」として定めています。
なお、この比率は小さい数値ほど健全度が高いとされています。

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	—
一般会計の赤字の割合のことをいいます。本町は黒字決算となっており、赤字比率が生じていないため「—」の表示となっています。		全ての会計を合わせた赤字の割合のことをいいます。本町は全会計を含めた決算が黒字となっており、実質赤字比率と同様に「—」の表示となっています。	
実質公債費比率	10.0	将来負担比率	19.8
地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。本町は早期改善が必要とされる基準値である25.0を大幅に下回っています。		地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。本町は基準値350.0を大幅に下回っています。	